

事務連絡
平成29年5月12日

核燃料物質使用者
核原料物質使用者 各位

原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部
安全規制管理官(再処理・加工・使用担当)付

平成28年度核燃料物質使用者等に対する立入検査結果について

平素より、原子力安全規制行政に御理解、御協力いただき、御礼申し上げます。

原子炉等規制法に基づく核燃料物質使用者(原子炉等規制法施行令第41条非該当使用者)及び核原料物質使用者に対し、これまでの任意の使用状況調査に変わり、平成28年度より、原子炉等規制法第68条第1項の規定に基づく立入検査を実施しているところです。

(平成28年4月13日第2回原子力規制委員会資料 <https://www.nsr.go.jp/data/000146895.pdf>)

平成29年4月12日の原子力規制委員会(第2回会合)において、平成28年度の立入検査の結果を報告しました。検査の結果、違反事項は確認されなかったものの、適切な保安管理の観点から、別添の(参考)に掲げられている「施設等に関するもの」、「放射線管理に関するもの」等について、核燃料物質の使用者に対して原子力規制庁より改善を求めました。

(別添は、<https://www.nsr.go.jp/data/000185139.pdf> でもご覧になれます。)

他使用者に対する改善内容ではありますが、適切な保安管理の観点から、参考になるものと考えています。

つきましては、当該内容をご確認の上、自らの施設管理や放射線管理等の保安管理に照らし、同様な事例が確認された場合には、速やかに自ら改善していただきますよう、よろしくお願いいたします。

今後とも、施設の安全確保、適切な保安管理に努めて頂きますよう、よろしくお願いいたします。

～本件に関する問い合わせ先～

原子力規制委員会
原子力規制庁原子力規制部
安全規制管理官(再処理・加工・使用担当) 付 使用班
電話 03-5114-2115(直通)
FAX 03-5114-2180
メールアドレス shiyou@nsr.go.jp

平成28年度核燃料物質使用者等に対する立入検査結果について

平成29年4月12日
原子力規制庁

核燃料物質又は核原料物質の使用者のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）施行令第41条各号に該当しない使用者及び核原料物質使用者（以下「令第41条非該当使用者等」という。）に対して、平成28年度から、原子炉等規制法第68条第1項の規定に基づく計画的な立入検査を実施することが、平成28年4月の原子力規制委員会において了承された。

平成28年度の実施結果を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく令第41条非該当使用者等に対する立入検査の実施要領」（平成28年4月27日 原子力規制委員会）に基づき、以下のとおり報告する。

1. 平成28年度立入検査対象

別紙のとおり

2. 検査の観点

- ① 法第56条の2（記録）に定める放射線管理等の記録の有無及び適切性
- ② 法第57条第1項（使用及び貯蔵の基準等）、第57条の4（廃棄の基準）、及び第57条の5（運搬の基準）の技術上の基準に従って講じる保安のために必要な管理区域の標識等の掲示や線量当量率の測定等の状況
- ③ 以前に使用状況調査が実施されている場合、この際の指摘に対する措置の状況
- ④ その他保安のために必要な事項

3. 検査結果

（1）法第62条の3（事故故障等の報告）に定める事象に該当するものなし

（2）（1）以外で2. に違反するもの（軽微なものを除く）なし

4. まとめ

平成28年度の立入検査においては、「法第62条の3に定めるもの」及び「違反（軽微なものを除く）」に該当する事象は認められなかった。

一方、直ちに安全上問題となる事項ではないものの、適切な保安管理の観点から、改善を求める事項について、施設の管理者に対して文書で通知し、是正措置の報告を求めた。当該措置の実施状況については今後の立入検査等において確認する。

(別紙)

平成28年度立入検査対象

【核燃料物質使用者】

- ・ 国立大学法人東北大学 金属材料研究所
- ・ 学校法人晴川学舎 奥羽大学歯学部附属病院
- ・ 三菱マテリアル株式会社エネルギー事業センター 那珂エネルギー開発研究所
- ・ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所（令第41条非該当施設）
- ・ 岩崎電気株式会社 埼玉製作所
- ・ 三菱マテリアル株式会社 さいたま総合事務所
- ・ 住友化学株式会社 千葉工場 袖ヶ浦地区
- ・ 公益財団法人日本分析センター 本部
- ・ 国立大学法人東京工業大学 先導原子力研究所
- ・ 日本電気株式会社 府中事業場
- ・ 国立大学法人東京工業大学 核燃料貯蔵管理室
- ・ 昭和電気株式会社 川崎事業所（千鳥）
- ・ 国立大学法人金沢大学 学際科学実験センター アイソトープ理工系研究施設
- ・ 国立大学法人山梨大学 総合分析実験センター
- ・ 株式会社UACJ 名古屋製造所
- ・ 京都大学工学部放射実験室
- ・ 三井化学株式会社 大阪工場
- ・ 三津和化学薬品株式会社
- ・ 独立行政法人造幣局研究所
- ・ キンダ化学株式会社 三田事業所
- ・ 三菱電機株式会社 通信機製作所

全21事業所

【核原料物質使用者】

なし

(参考)

適切な保安管理の観点から改善を求めた事項

立入検査を行った事業所における核燃料物質等の使用や保管の状況を踏まえ、以下の事項について適切な保安管理の観点から改善を求めた。

①施設等に関するもの・・・13件

(主な事項)

- ア) 周辺監視区域境界において業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限するためのさく又は標識を設置し、貯蔵施設や廃棄施設においては注意事項を掲示すること。(使用規則※第3条、第3条の2、第4条)。
- イ) 放射性廃棄物を封入した保管廃棄容器には標識を付けること。(使用規則第4条)
- ウ) 使用施設として新たにフードを設置したり、貯蔵設備を戸棚から金属製の容器に変更したりする等、設備の設置又は変更を行う場合には、使用変更許可の手続きを行うこと。(法第55条第1項)
- エ) 放射性廃棄物を容器に封入するときは、容器のふたが容易に外れないものとする。こと。(使用規則第4条)
- オ) 使用済み排気フィルタは、容器に封入するか固型化し放射線障害防止の効果をもった保管廃棄施設に保管廃棄すること。(使用規則第4条)

②放射線管理に関するもの・・・7件

(主な事項)

- ア) 周辺監視区域における線量当量率の測定においては、測定にあたり適切な測定感度の放射線測定器を用いること。(使用規則第3条の2、第4条)
- イ) 核燃料物質の貯蔵のみを行う事業所であっても、放射線業務従事者について人体等の表面の汚染状況の測定及び管理区域に立ち入っている間の外部放射線に被ばくすることによる線量当量の測定を行うこと。(使用規則第3条の2)
- ウ) 管理区域からの退出時に汚染状況の測定を行うこと。(使用規則第3条)
- エ) 気体状の放射性廃棄物を連続して排気する際は、排気口又は排気監視設備において連続して排気中の放射性物質の濃度を監視すること。(使用規則第4条)

③放射線業務従事者に関するもの・・・2件

(主な事項)

- ア) 業務に従事する者について、核燃料物質の貯蔵のみを行っていることから、管理区域に立入る頻度が少ない場合であっても放射線業務従事者として管理すること。(使用規則第3条の2)

④記録に関するもの・・・８件

(主な事項)

- ア) 保安教育を実施後、その結果と記録を保存すること。
(使用規則第２条の１１)
- イ) 核燃料物質によって汚染された放射性廃棄物に係る記録について作成し、保存すること。(使用規則第２条の１１)
- ウ) 管理区域及び周辺監視区域の線量当量率並びに管理区域における空気中の放射性物質の１月間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を毎月記録すること。
(使用規則第２条の１１)
- エ) 排気に含まれる核燃料物質の使用量が非常に微量である場合であっても、排気口の放射性物質の濃度を記録すること。(使用規則第２条の１１)

⑤その他・・・３件

(主な事項)

- ア) 管理区域内で生じた廃棄物については、使用履歴、設置状況等から汚染がないことが明らかな場合を除いては放射性廃棄物として取扱うこと。(使用規則第４条)

※ 核燃料物質の使用等に関する規則(昭和３２年１２月９日総理府令第８４号)